

仕様書

1. 業務概要

(1) 業務目的

本業務は、鳴門市衛生センター周辺の土壌、大気環境、水質を調査し、現状を把握することを目的とする。

(2) 委託業務名

令和7年度木津周辺環境調査業務

(3) 場 所

鳴門市撫養町木津

(4) 履行期間

契約日の翌日から令和8年1月30日まで

(5) 採取時期

市の指定する日

(6) 業務内容等

本業務の範囲及び内容は、3.業務範囲及び9.業務内容によるものとする。

(7) 関係法令等の遵守

本業務遂行にあたっては、関係する法令、規則等を遵守すること。

2. 雑則等

(1) 適用範囲

本仕様書は、本業務の基本的内容について定めるもので、資料収集及び現地調査等の内容は十分かつ必要な内容とし、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な調査、協議、又は調査実施の上で当然必要と思われるものについては、原則として業務受注者（以下「受注者」という。）の責任において実施するものとする。

ただし、鳴門市及び受注者とも事前に予知できない事項、多額の出費を伴うような調査等については、鳴門市と協議のうえ決定するものとする。

(2) 疑 義

受注者は本仕様書に不備や疑義が生じた場合は、鳴門市と十分協議のうえ、遺漏のないよう業務を行うものとする。

(3) 調査及び試験方法

調査に使用する機器及び試験方法は、それぞれ信頼度の高い機器及び方法とし、日本工業規 (JIS) 及び公定な規格、方法が定められている場合は、それらに従うものとする。

(4) 検 査

本業務は、鳴門市の検査合格をもって完了とする。

3. 業務範囲

本仕様書で定める業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 必要な資料収集
- (2) 現地調査, 分析
- (3) 報告書の作成 (A 4版 2部)

4. 提出書類

本仕様書に基づき鳴門市の指定する期日までに、次に示す書類を提出するものとする。

- (1) 業務計画書 1部
- (2) 業務工程表 (概要) 1部

5. 法令等の遵守

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 環境基本法
- (3) 大気汚染防止法
- (4) 水質汚濁防止法
- (5) 土壌汚染対策法
- (6) ダイオキシン類対策特別措置法
- (7) 日本産業規格(JIS)
- (8) その他関係法令、条例及び規則等

6. 業務管理

受注者は本業務実施に際して、次の事項を遵守すること。

- (1) 労働災害の防止
現地調査中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の発生がないよう努めること。

(2) 現地管理

現地調査の時期、地点及び調査機器の設置などについては、事前に計画書を提出し鳴門市と協議の上、実施すること。

また、公有地又は私有地への立ち入り、現地調査のための植物伐採、さく等の除去、土地又は工作物等の一時使用を要するときは、あらかじめ鳴門市と協議を行い業務が円滑に進捗するよう努めること。

(3) 復旧

資料及び既存建物等の汚染防止に努め、万一紛失、損傷、汚染等が生じた場合は、受注者の責任において復旧すること。

7. 資料の貸し出し

(1) 本業務実施のために必要な図面類、関係資料等は受注者の希望があれば、鳴門市が受注者に貸与するものとする。

(2) 受注者は資料等の貸与を受ける場合は、そのリスト等を作成し、鳴門市の承認を受けることとする。また、貸与された資料は業務完了時に全て返却すること。

8. 報告

業務実施期間中、受注者は鳴門市から業務進捗状況の報告を求められた時は、速やかに報告するものとする。

9. 業務内容

(1) 分析項目及び分析方法

本業務で行う分析項目及び分析方法は、下記のとおりとする。

| | 項目 | 分析方法 | 備考 |
|---|---|---|------------------|
| 1 | 土壌中の ダイオキシン類 | ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル (平成21年) 環境省 | 5地点混合式 |
| 2 | 大気環境中の ダイオキシン類 | ダイオキシン類に係る大気環境調査マニュアル (平成20年) 環境省 | 100L/min 1週間法 |
| 3 | 地下水中の ダイオキシン類 鉛、水銀、砒素、 六価クロム、 カドミウム 塩化物イオン 電気伝導率 過マンガン酸カリウ ム消費量 | ダイオキシン類 (平成11年環境庁告示第68号 (JIS KO312 (2008))) 鉛、水銀、砒素、六価クロム、カドミウム等 (環 告10号 (平成9年)) 塩化物イオン他 (JIS K 0101 他) | |

(2) 分析回数

| | 項目 | 地点数 | 回数 (年) |
|---|---------------|-----|--------|
| 1 | 土壌中のダイオキシン類 | 2 | 1 |
| 2 | 大気環境中のダイオキシン類 | 2 | 1 |
| 3 | 水中のダイオキシン類 | 2 | 1 |

(3) 採取位置

鳴門市撫養町木津 (位置図参照)、ただし、担当者の指示により変更する場合がある。

(4) 分析結果報告書

次の事項についてまとめた報告書を作成し、提出すること。

- ① 分析結果
- ② 定量下限
- ③ 評価及び考察事項
- ④ 各測定試料のサンプリング方法及び分析方法
- ⑤ 各測定試料のサンプリング状況写真
- ⑥ その他必要なもの (PRTR 報告用計算書等)